

佐賀県告示第百十九号

佐賀県歴史的文書の閲覧等に関する規程（平成二年佐賀県告示第百三十八号）は、廃止する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。